

提供日 2024/04/26
タイトル 「津波避難施設の滞在機能の向上」に向けた取組について
担当 危機管理部 危機政策課
連絡先 政策班 川口
TEL 054-221-2456



(要旨)

津波避難者の健康を維持することを目的とした「津波避難施設の滞在機能の向上」に向けた取組提案集を作成しました。

1 目的

静岡県内の既存の津波避難施設の多くは、平成23年の東日本大震災を契機に、津波からの避難を目的として整備されてきましたが、現状ではその大半が、階段や手すり等の避難においての最小限の設備だけが具備される避難施設となっています。一方で、大津波警報や津波警報が発表されると、その解除までに1日以上継続することが想定され、その間、避難者が健康を維持できるよう、避難時の雨風や直射日光、トイレ等の対策が必要不可欠となります。このため、各津波避難施設の管理者が既存の津波避難施設の滞在機能（防雨、防風、日よけ、トイレ等）の更なる向上を図るための一助として、県内外の津波避難施設の事例を参考に、有効な取組方策をまとめた取組提案集を作成しました。

2 内容

- ・各課題に応じた対策として、機能向上となる具体的な設備を提案
- ・法的な制約として建築基準法上の取扱いを設備毎に記載

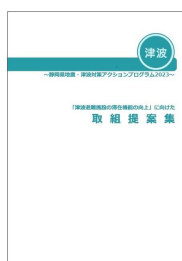
対策	提案設備
雨、風、日差し対策	屋根・壁、雨よけ、テント、ステージ、日よけ
トイレ	コンテナトイレ、簡易トイレ、携帯トイレ
倉庫	コンテナ型、物置、ボックス型
その他	通信設備、照明・誘導灯等

3 今後

各津波避難施設の管理者（市町）が本提案集を参考とし、既存施設等の滞在機能の向上を図ります。県は、地震・津波対策等減災交付金による財政的な支援を継続して行うことにより、技術・財政の両面から市町を支援していきます。

県HP：

<https://www.pref.shizuoka.jp//bosaikinkyu/sonae/earthquake/1062364.html>



取組提案集



2次元コードから閲覧できます